



県章

山形県公報

令和7年8月12日（火）

第629号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 県営土地改良事業に係る換地計画の決定……………（庄内総合支庁農村整備課）…869
○道路の位置の指定の廃止……………（村山総合支庁建築課）…870

公 告

- 令和7年度クリーニング師試験の実施……………（食品安全衛生課）…同
○一般競争入札の公告……………（水産研究所）…同
○河川整備計画の書類の縦覧……………（河川課）…872
○特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………（会計局）…同
○特定調達契約に係る落札者の公告……………（山形工業高等学校）…同

正 誤

告 示

山形県告示第595号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営大楯地区土地改良事業に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年8月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
換地計画書

- 2 縦覧に供する場所
遊佐町役場

- 3 縦覧に供する期間
令和7年8月15日から同年9月12日まで

- 4 その他

- (1) この換地計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この換地計画については、(1)の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この換地計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この換地計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この換地計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの換地計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第596号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり廃止した。
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び上山市役所において縦覧に供する。

令和 7 年 8 月 12 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 廃止に係る指定の番号 私道山第1115号
- 2 廃止に係る指定の場所 上山市長清水二丁目17番2の一部、17番3、51番2の一部
- 3 廃止年月日 令和 7 年 8 月 4 日

公 告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、令和 7 年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和 7 年 8 月 12 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
学 科 試 験	令和 7 年 11 月 13 日（木） 午前10時から午前11時10分まで	山形市松波二丁目8番1号 山形県庁
実 技 試 験	同 午前11時30分から	同 上

2 受験手続

受験願書を令和 7 年 9 月 18 日（木）から同年 10 月 9 日（木）までの間に、県内居住者にあつては最寄りの保健所生活衛生課（最上保健所にあつては、保健企画課生活衛生室）に、県外居住者にあつては山形県防災くらし安心部食品安全衛生課に提出すること（郵送による提出の場合は書留又は簡易書留とし、令和 7 年 10 月 9 日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。）。

3 その他

詳細については、各保健所生活衛生課（最上保健所にあつては、保健企画課生活衛生室）又は山形県防災くらし安心部食品安全衛生課（電話023(630)2329）に問い合わせること。

なお、山形市保健所では受付を行っていないので、山形市在住者は、村山保健所に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、令和 7 年度漁業試験調査船「最上丸」中間検査受検手続及び上架整備業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和 7 年 8 月 12 日

山形県水産研究所長 本 登 渉

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 鶴岡市加茂字大崩594 山形県水産研究所会議室（1階）
- (2) 日時 令和 7 年 9 月 25 日（木）午後 1 時 30 分

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 令和 7 年度漁業試験調査船「最上丸」中間検査受検手続及び上架整備業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期限 令和 7 年 12 月 15 日（月）
- (4) 履行場所 落札者保有ドック施設内
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相

当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和7年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和7年1月31日付け県公報第574号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けていること。また、当該役務に係る船舶を整備することが可能であること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

鶴岡市加茂字大崩594 山形県水産研究所総務課 電話番号0235(33)3150

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県水産研究所総務課で交付するほか、山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。

- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和7年9月9日（火）午後4時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和7年9月3日（水）午後4時までに山形県水産研究所総務課に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the service required: Maintenance and intermediate inspection of fisheries research vessel “Mogamimaru” : 1 set
- (2) Time-limit for tender: 1:30 P.M. September 25, 2025
- (3) Contact point for the notice: Yamagata Prefectural Fishery Research Institute, 594 Okuzure Kamo, Tsuruoka-shi, Yamagata-ken 997-1204 Japan TEL 0235 (33) 3150

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により河川整備計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年8月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 河川整備計画の名称
二級河川日向川水系河川整備計画
- 2 縦覧の場所
県土整備部河川課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和7年8月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
電子申請・電子納付対応に係る山形県財務会計システム改修業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県会計局会計課企画指導・DX推進担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3070
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和7年6月30日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
日本電気株式会社東北支社 宮城県仙台市青葉区中央四丁目6番1号
- 5 随意契約に係る契約金額 66,000,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号該当

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和7年8月12日

山形県立山形工業高等学校長 安 部 康 典

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
山形県立山形工業高等学校情報教室用コンピュータ等に係る賃貸借及び保守サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県立山形工業高等学校事務室 山形市緑町一丁目5番12号 電話番号023(622)4934
- 3 落札者を決定した日 令和7年7月31日
- 4 落札者の名称及び所在地
株式会社管理システム山形本部 山形市松栄二丁目2番1号
- 5 落札金額 48,855,312円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和7年6月20日

正 誤					
発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
令和 7. 7. 18	第622号	783	18	13－10、14－2、14－5、16 －2、16－3	13－10・14－2・14－5・16 －2・16－3（以上5筆につ いて次の図に示す部分に限 る。）
同	同	同	22	道路用地とするため	道路用地とするため（「次 の図」は、省略し、その図 面を農林水産部森林ノミク ス推進課及び庄内町役場に 備え置いて縦覧に供する。）

令和7年8月12日印刷
令和7年8月12日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県